

日本司法支援センター常勤スタッフ弁護士所属弁護士会への助成に関する規程

(平成十九年三月一日会規第七十八号)

(目的)

第一条 この規程は、本会が常勤スタッフ弁護士の所属する弁護士会を財政的に支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 支援センター 日本司法支援センターをいう。
- 二 常勤スタッフ弁護士 総合法律支援法第三十条に規定する支援センターの業務に関し、支援センターに勤務し、給与の支払いを受けて、他人の法律事務を取り扱う契約を締結する弁護士をいう。
- 三 所属弁護士会 常勤スタッフ弁護士が所属する弁護士会をいう。
- 四 会費 弁護士会会費及び弁護士会支部会費その他

これと同等のものであって、名目のいかんを問わず、弁護士会会則、会規その他の規則により、会員の義務

- 1 -

として、毎月徴収される金員のうち、会館建設及び補修等に関し徴収される特別会費(その額が当該弁護士会に所属する期間の長短にかかわらず一定額)一定額を分割納付する形態を含む。)の場合をいう。)を除いた金員をいう。

五 助成金 次条に基づき、本会から弁護士会に支給される金員をいう。

(助成)

第三条 本会は、所属弁護士会が常勤スタッフ弁護士の会費の一部を免除した場合(会費の額が、支援センターが常勤スタッフ弁護士の会費についてする負担額を上回る額に限る。)に、当該所属弁護士会に対し、免除額を限度として助成金を支給する。

(支給の手続)

第四条 所属弁護士会が、前条に規定する助成を受けようとするときは、特別の事情があるときを除き、常勤スタッフ弁護士が入会してから四か月以内に所定の申請書を本会に提出して助成の申請をしなければならない。

2 本会は、前項の申請があつたときは、経理委員会の承認を得て助成金を支出する。

(弁護士会の報告)

- 2 -

第五条 第三条の規定により本会から助成を受けた所属  
弁護士会は、常勤スタッフ弁護士が当該弁護士会の会員  
でなくなつたとき又は常勤スタッフ弁護士がその職を  
辞したときは、本会に対し、すみやかにその旨を報告し  
なければならぬ。

(助成金の清算)

第六条 所属弁護士会は、常勤スタッフ弁護士が任期の途  
中で当該弁護士会の会員でなくなつたとき又はその職  
を辞した場合において、既に本会から助成金の支給を受  
けているときは、本会に助成金を清算しなければならぬ  
い。

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。